

犯罪や非行のない明るい社会へ

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

『社会を明るくする運動』とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を償い改善更生を果たす場もまた地域社会です。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは改善更生して社会に復帰し、地域社会の一員として、よりよい社会の実現を担う立場にあります。彼らが立ち直りのために努力するのは当然ですが、社会に居場所がないがために、再び犯罪を重ねてしまうという悪循環があることも事実です。犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くには、国・県・町の機関が各種施策を進めていくことはもちろんのこと、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを、地域社会のあたたかい心で受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。

できることから始めてみませんか？

毎年7月1日から31日までの1か月間を「社会を明るくする運動」強調月間とし、全国的に各種事業・運動が実施されます。運動実現には、専門の機関や団体の努力に加えて、地域社会の理解と積極的な協力が必要となります。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

▶行動目標

- ・犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ・犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

問合せ…社会を明るくする運動上里町推進委員会（町民福祉課社会福祉係内）
【☎35-1224】



7月は「青少年の非行・被害防止特別強調月間」です

県では、学校が夏休みになる7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」と定め、市町村をはじめ、関係団体・家庭・学校・地域住民と連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開しています。

子どもたちにとって待ち遠しい夏休みは、出会いの場が増えたり、夜に出歩く機会が多くなるなど危険も隣り合わせです。また最近では特に、SNSがきっかけのトラブルや犯罪被害が増えていますので、注意が必要です。

保護者の皆さまには次の2つのポイントに留意しながら、インターネットやSNSの利用を見守っていただくようお願いいたします。

①ペアレンタルコントロールで見守り！

フィルタリングの設定などにより、子どもたちが安全にインターネットやスマートフォンを利用できる環境を整えてあげましょう。

②家庭内でルール作り！

利用時間や利用場所の制限、名前や顔写真を載せないこと、さらには、ネットで知り合った人と直接会わないなど、子どもの成長に合わせた家庭内でのルールを決めておくことも大切です。

問合せ…埼玉県北部地域振興センター県民生活担当【☎24-1110】



『さくらねこ無料不妊手術事業（公益財団法人どうぶつ基金）』に参加しています

町では、公益財団法人どうぶつ基金が寄付により手術費等を負担する「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」に参加し、地域やボランティアの方と協力して、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行う取り組みをしています。

不妊手術のための無料手術チケットをお渡しするには、申請者自身の責任において地域の猫を管理（時間を決めた餌やり、トイレの設置、フンの後始末など）することが条件となります。また、無料不妊手術を受けられるのは、町で指定している協力動物病院となります。詳細は、町ホームページをご覧ください。



「さくらねこ」とは…

不妊手術済みの猫のしるしに、片耳に小さなV字カットのある猫のことです。
その耳が桜の花びらに似ているため、「さくらねこ」と呼ばれています。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは…

町民やボランティア団体の方が飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、一代限りでその地域で適切に管理することで、フンや鳴き声等の被害防止や繁殖を防ぎ、殺処分の減少に貢献する活動です。

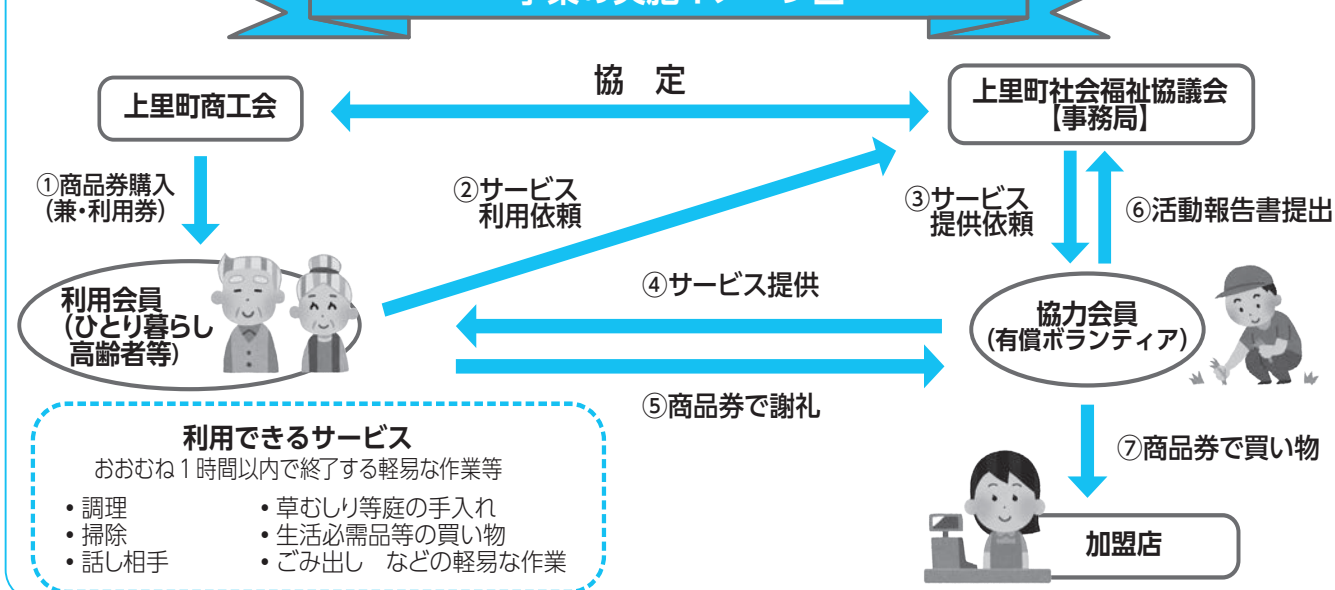
問合せ…暮らし安全課生活環境係【☎35-1226】

～支え合い・助け合いのまちづくり～
かみさと高齢者等支え合いサービス

「高齢者等生活応援隊」

社会福祉協議会では、上里町に在住するひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等を対象に、協力会員（有償ボランティア）を派遣し、日常生活上の援助を行う、かみさと高齢者等支え合いサービス事業を実施しています。

事業の実施イメージ図



サービスを利用する場合（ご利用には登録が必要となります）

▼利用料…1時間500円（上里町共通商品券1枚）

※1回の作業がおおむね10分以内の短時間サービスは、同月内5回までの利用で1,000円（商品券2枚）でご利用いただけます。

※依頼される内容に適した協力会員がいない場合、ご希望に添えないこともあります。

協力会員を募集しています！

このサービスは、協力会員（有償ボランティア）の協力があって初めて成立します。「少しでも手伝えるかな」という方、ぜひお問い合わせください。地域の皆さんでの『支え合いサービス』活動への参加をお待ちしております。

問合せ…上里町社会福祉協議会【☎33-4232】

後期高齢者医療保険に加入している皆さまへ

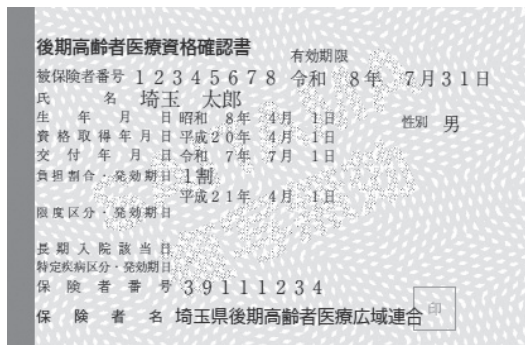
■後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お持ちの被保険者証(令和6年12月2日以降は資格確認書)の有効期限は、7月31日までとなっています。

後期高齢者医療制度では、令和7年度(令和7年8月1日から令和8年7月31日まで)はマイナ保険証の有無に関わらず資格確認書を交付します。

7月中に新しい資格確認書を特定記録郵便で送付いたしますので、大切に保管していただくとともに、8月以降に医療機関等で受診される場合は、新しい資格確認書を提示していただきますようお願いいたします。

※新しい資格確認書は茶色です。



■均等割額の軽減について

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

対象者の所得要件

同一世帯内の被保険者および世帯主の令和6年中の総所得金額等の合計額が下記の判定基準以下の場合※下線部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します	均等割の 軽減割合
【基礎控除額 (43 万円)】 + <u>〔10 万円× (世帯の年金・給与所得者の数－1)〕</u> 以下	7 割
【基礎控除額 (43 万円) + 30.5 万円×世帯の被保険者数】 + <u>〔10 万円× (世帯の年金・給与所得者の数－1)〕</u> 以下	5 割
【基礎控除額 (43 万円) + 56 万円×世帯の被保険者数】 + <u>〔10 万円× (世帯の年金・給与所得者の数－1)〕</u> 以下	2 割

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】

国民年金保険料の免除・納付猶予について

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故や病気などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

【対象】

免除・納付猶予の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件となります。また、災害や失業等の理由による申請もできます。その際は、公的機関で発行する証明書等を添えてください。

申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

【期間】

令和7年7月以降の国民年金保険料免除申請は7月から受け付けます。保険料の免除を希望される方は7月1日以降に申請の手続きをしてください。

(申請時点から2年1か月前までの期間について、さかのぼって免除申請もできますので、未納期間がある方は早めの手続きをお願いします。)

※保険料の免除の承認を受けた期間があると保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。免除承認期間分の保険料を後から納めること（追納）で年金額を増やすこともできますので、あわせてご検討ください。

問合せ…熊谷年金事務所

【☎048-522-5012】

健康保險課医療年金係

【☎35-1222】

国民健康保険からのお知らせ

◆国民健康保険「被保険者証」が更新されます

現在お持ちの被保険者証等(資格確認書、資格情報のお知らせを含む)の有効期限は、7月31日までとなっています。国の法改正により、保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。7月中に届く下記書類をご確認ください。

マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせが届きます

- ・ 資格情報のお知らせは、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。
- ・ 資格情報のお知らせが届いた方は、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。
- ・ 資格情報のお知らせ単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情により医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットでご提示ください。

マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書が届きます

- ・資格確認書は、マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険利用登録がお済みでない方に、申請によらず交付されます。
- ・資格確認書を医療機関等の窓口に提示することで、これまでどおり受診等できます。

360-0306

埼玉県児玉郡上里町
大字七本木 5 5 1 8 番地

**埼玉県
国民健康保険
資格確認書**

有効期限 令和8年7月31日

記号 上里 番号 (枝番)01

氏名

生 年 月 日 昭 和 年 月 日 性別

適用開始年月日

交付年月日 令和7年 8 月 1 日

世帯主氏名

住所

保険者番号 110700 交付者名 上里町 町長 佐藤 啓

様

国民健康保険資格確認書の送付について

国民健康保険の資格確認書をお送りいたします。
 すぐにお内容を確認してください。もし、まちがっているときはお手数ですが
 国民健康保険担当まで連絡をしてください。

西暦のいずれからか
 ぬくくりと、でない
 い証がしてください。

注意事項

1. 資格確認書台紙からはがして破損しないでください。
2. 裏面の注意事項を必ず使用してください。
3. 変色の可能性があるため、直射日光に長時間さらすことは避けてください。

[illegible]

◆国民健康保険の加入・脱退手続きについて

職場の健康保険に加入・脱退した場合は、国民健康保険への脱退・加入の手続きが必要です。
手続きが遅れると、職場の健康保険料と国民健康保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

《国民健康保険に加入する手続きに必要なもの》

- ①マイナンバーカードまたは通知カード
②社会保険等の資格喪失証明書等(被扶養者がいた場合はその方の氏名も記載されたもの)
③本人確認書類(顔写真付きの身分証明書は1点、顔写真のないものは2点)

《国民健康保険を脱退する手続きに必要なもの》

- ①国民健康保険の保険証等(資格確認書、資格情報のお知らせを含む)
②新たに加入した健康保険の保険証等(資格確認書、資格情報のお知らせを含む)

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】

上里町クールオアシスのお知らせ

上里町教育委員会では、熱中症予防対策の一環として、上里町立小・中学校の児童生徒が登下校中に冷房の入ったスペースで休憩できるよう、「上里町クールオアシス」を設置しました。実施期間は7月1日(火)から9月30日(火)までです。

登下校の際、暑さで体調が悪くなる前に、「上里町クールオアシス」で涼み、熱中症を予防しましょう。

町クールオアシス協力施設には、こむぎっちのイラストが入ったのぼり旗(右図)が設置してあります。

問合せ…教育指導課指導係 **【☎35-1247】**

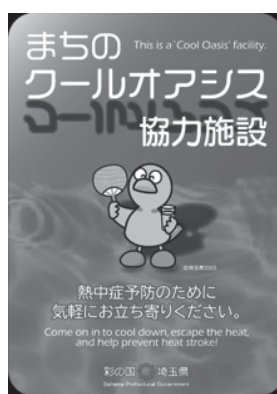


◀上里町クールオアシス設置施設はこちら



埼玉県では、熱中症予防についての情報発信拠点として「クールナビスポット」を設置しています。

町の協力施設には右のステッカーが貼ってあります。



中学生体験研修の参加に補助金を交付します

町では、町内の中学生を対象に、さまざまな体験研修に参加する費用に対して補助金を交付しています。興味のある方、申し込みをしたい方はお問い合わせください。詳細は町ホームページをご覧ください。

対象研修…海外での語学研修、ホームステイ、留学、国内での宿泊研修、ボランティア体験、平和学習等。
個人的な研修については対象になりません。

補助額…研修参加費用として負担した額の2分の1以内
(海外研修10万円、国内研修5万円を上限)

利用回数…中学校在籍期間中、生徒1人1回

申請方法…申請書ならびに添付資料を教育指導課へ提出

※申請は年間を通して随時受け付けていますが、予算の範囲内で補助をするため、補助金が無くなり次第、募集を中止します。募集を中止する場合は、ホームページ等で連絡します。

体験実績…青少年海外交流事業(オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ)

英語村プログラム(韓国)

海洋体験セミナー(沖縄県) 等

問合せ…教育指導課指導係 **【☎35-1247】**



こむぎっちカフェ（認知症カフェ）に遊びにきませんか？

『こむぎっちカフェ』 （認知症カフェ）とは？

認知症の方や家族、地域の方、専門職等、認知症に興味のある方なら誰でも参加できる交流の場です。おしゃべりやレクリエーションをしながら楽しく過ごします。認知症の方の介護に関する相談もお受けしています。

日 時…毎月第2火曜日、午後2時～3時30分
（状況により、短縮になることがあります）

会 場…イオンタウン上里2階・フードコート

参加費…100円（飲み物代込み）

※事前の申込みは不要です。直接会場へお越しください。

途中参加、途中退席も可能です。

※参加いただく際はマスクの着用・検温をお願いいたします。

問合せ…社会福祉法人英会栄華の里【☎34-2188】

高齢者いきいき課地域包括支援係【☎35-1243】

上里町
たまる健★幸
マイレージ

7/8(火)は、七夕の飾りつけ
を行います！
ご自身の願い事を短冊に
書いてみませんか？



プラチナ婚・ダイヤモンド婚・金婚を 迎えられるご夫婦の方へ

町では、婚姻70年（プラチナ婚）・婚姻60年（ダイヤモンド婚）・婚姻50年（金婚）を迎えられたご夫婦を対象に、お祝い事業を実施しております。

対象となる方は、高齢者いきいき課高齢介護係へ7月31日（木）までに電話または下記申込フォームからご連絡ください。

対象者

下記の期間に婚姻届を提出されたご夫婦

○プラチナ婚

昭和30年1月1日～昭和30年12月31日

○ダイヤモンド婚

昭和40年1月1日～昭和40年12月31日

○金婚

昭和50年1月1日～昭和50年12月31日

問合せ…高齢者いきいき課高齢介護係

【☎35-1243】



▲申込フォーム

埼玉県虐待通報ダイヤルについて

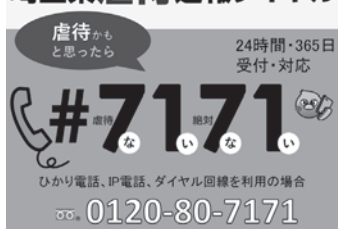
7月は虐待ゼロ推進月間です！

虐待はいかなる理由があっても禁止されるものです。

虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、「埼玉県 虐待通報ダイヤル #7171」に電話してください。（ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線を利用の場合 0120-80-7171、どちらもつながらない場合は 048-762-7533 へ）

★詳細は埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県虐待通報ダイヤル



▲県ホームページ

農地中間管理事業（農地の賃借）について

農地の賃借には、「農地中間管理事業」という、埼玉県農林公社が間に入った貸し借りががあります。農業委員会では現在、令和7年11月1日からの申込を受付けております。締め切りは7月18日（金）までになりますので、新規で希望のある方は農業委員会までご相談ください。

※町の農用地利用集積計画に基づく利用権設定については、法律改正により令和7年4月1日以降は廃止となりました。期間満了までは効力がありますので、期間満了後は農地中間管理事業をぜひご検討ください。

問合せ…農業委員会事務局（農業振興課農地係）【☎35-1232】